

「耳鼻咽喉科専門医の更新基準」（第七版）の変更点（新旧対照表）

1. 診療実績の証明（必須）について

連続して3回以上の更新を経た専門医も、診療実績の証明の免除は行わない。

従来通りの診療実績の証明以外の方法として、適切な診療能力の獲得の確認を目的としたWeb試験を実施することを追記した。

改正案	現行
P2 2、診療実績の証明（必須） 専門医資格を更新するために、専門医としての診療実績、診療能力を以下により証明してください。 （更新回数が3回未満の専門医） 日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会のHPよりダウンロードした更新記録簿（エクセル様式）に記入し、領域専門医委員会での審査、認定を受けます。5年間に診療した耳鼻咽喉科疾患症例200症例（10単位）（1症例 / 週、毎年40症例（2単位）を5年分）について、診療日時、性、年齢、病名分類、病名、検査、処置、所見、手術の有無、治療法、転帰、診療施設名、責任者氏名（印）を記載して提出してください。（会員マイページのオンライン申請画面に添付）一覧表には、1）耳、2）鼻・副鼻腔、3）口腔咽喉頭、4）頭頸部、の4領域の分類も記載してください。原則として5年間でそれぞれ最低10症例以上は記載してください。診療症例数20症例で1単位とします。連続して3回以上資格更新を行った専門医（学会専門医を含める）は、診療実績の証明を更新要件から免除されず。診療しない期間が6カ月を超える場合は活動休止申請書を提出してください。なお、公的機関（医薬品医療機器総合機構、日本医療研究開発機構、厚生労働省、国立感染研究所、外務省、防衛省等）において、医師免許を元に専門的な仕事に従事する場合は、在職証明書を職務内容と共に領域専門医委員会に提出してください。審査により承認されれば、在職期間中の職務を診療の実績として認めます。 P3	P4 2、診療実績の証明（必須） 日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会のHPよりダウンロードした更新記録簿（エクセル様式）に記入し、領域専門医委員会での審査、認定を受けます。5年間に診療した耳鼻咽喉科疾患症例200症例（10単位）（1症例 / 週、毎年40症例（2単位）を5年分）について、診療日時、性、年齢、病名分類、病名、検査、処置、所見、手術の有無、治療法、転帰、診療施設名、責任者氏名（印）を記載して提出してください。（会員マイページのオンライン申請画面に添付）一覧表には、1）耳、2）鼻・副鼻腔、3）口腔咽喉頭、4）頭頸部、の4領域の分類も記載してください。原則として5年間でそれぞれ最低10症例以上は記載してください。診療症例数20症例で1単位とします。連続して3回以上資格更新を行った専門医（学会専門医を含める）は、診療実績の証明を更新要件から免除されます。診療しない期間が6カ月を超える場合は活動休止申請書を提出してください。なお、公的機関（医薬品医療機器総合機構、日本医療研究開発機構、厚生労働省、国立感染研究所、外務省、防衛省等）において、医師免許を元に専門的な仕事に従事する場合は、在職証明書を職務内容と共に領域専門医委員会に提出してください。審査により承認されれば、在職期間中の職務を診療の実績として認めます。

(連続して 3 回以上資格更新を行った専門医 (学会専門医を含める)
 認定期間中に、自己学習を促進するとともに適切な診療能力の有無の判断を目的とした専門医更新のための Web テストに合格してください。Web テストは日耳鼻会員マイページで解答し、100%以上の正答率で 1) 診療実績の証明 10 単位が付与されます。
 詳細は日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会の HP に掲載します。

3、更新単位 50 単位 (必須)

項目	取得単位
1) 診療実績の証明 *連続して 3 回以上資格更新を行った専門医 (学会専門医を含める) は、診療実績の証明を更新要件から免除されます。 *2 種類の基準があり、更新回数により異なります。(※注)	10 単位

1) 診療実績の証明 (10 単位)
 診療実績の証明 (必須)
 専門医資格を更新するために、専門医としての診療実績、診療能力を以下により証明してください。
 (更新回数が 3 回未満の専門医)
 1 年間に診療した耳鼻咽喉科疾患症例 40 症例について報告します。1 症例 / 週、毎年 40 症例 (2 単位)。日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会の HP よりダウンロードしたエクセルに記入し、領域専門医委員会での審査後、認定を受けます。
~~連続して 3 回以上資格更新を行った専門医 (学会専門医を含める) は、診療実績の証明を更新要件から免除されます。5 年間で診療実績の証明の 10 単位を除いた 40 単位で更新可能です。~~
 診療しない期間が 6 カ月を超える場合は活動休止申請書を提出してください。なお、公的機関 (医薬品医療機器総合機構、日本医療研究開発機構、厚生労働省、国立感染研究所、外務省、防衛相等) において、医師免許を元に専門的な仕事に従事する場合は、在職証明書を職務内容と共に領域専門医委員

3、更新単位 50 単位 (必須)

項目	取得単位
1) 診療実績の証明 *連続して 3 回以上資格更新を行った専門医 (学会専門医を含める) は、診療実績の証明を更新要件から免除されます。	10 単位

1) 診療実績の証明 (10 単位)
 診療実績の証明 (必須)
 1 年間に診療した耳鼻咽喉科疾患症例 40 症例について報告します。1 症例 / 週、毎年 40 症例 (2 単位)。日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会の HP よりダウンロードしたエクセルに記入し、領域専門医委員会での審査後、認定を受けます。診療しない期間が 6 カ月を超える場合は活動休止申請書を提出してください。なお、公的機関 (医薬品医療機器総合機構、日本医療研究開発機構、厚生労働省、国立感染研究所、外務省、防衛相等) において、医師免許を元に専門的な仕事に従事する場合は、在職証明書を職務内容と共に領域専門医委員会に提出してください。審査により承認されれば、在職期間中の職務を診療の実績として認めます。

会に提出してください。審査により承認されれば、在職期間中の職務を診療の実績として認めます。 (※注) (連続して3回以上資格更新を行った専門医(学会専門医を含める)) 認定期間中に、自己学習を促進するとともに適切な診療能力の有無の判断を目的とした専門医更新のためのWebテストに合格してください。Webテストは日耳鼻会員マイページで解答し、100%以上の正答率で1)診療実績の証明10単位が付与されます。 詳細は日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会のHPに掲載します。 P8 別添資料2 連続して複数回の更新を経た専門医の更新について 連続して3回以上資格更新を行った専門医(学会専門医を含める)は、診療実績の証明を更新要件から免除されます。5年間で診療実績の証明の10単位を除いた40単位で更新可能です。耳鼻咽喉科において相応の経験を有する専門医の知識・経験を後進の指導に活かすことを目的とした措置です。	P8 別添資料2 連続して複数回の更新を経た専門医の更新について 連続して3回以上資格更新を行った専門医(学会専門医を含める)は、診療実績の証明を更新要件から免除されます。5年間で診療実績の証明の10単位を除いた40単位で更新可能です。耳鼻咽喉科において相応の経験を有する専門医の知識・経験を後進の指導に活かすことを目的とした措置です。
---	--

2. 4) 学術業績・診療以外の活動実績に、休日・夜間当番医を追記した。

改正案	現行				
4) 学術業績・診療以外の活動実績(2～10単位) 休日・夜間当番医等の地域の時間外・救急対応(※)を認定期間中に1回以上、引き受けた場合は下記のとおり単位が取得可能です。 更新手続き時に公的機関等からの委嘱状、依頼状等のコピーを提出してください。 (※) 通常の診療時間以外に、公的機関等により委嘱されて行う診療とします。 <table border="1"> <tr> <td></td><td>単位</td></tr> <tr> <td>休日・夜間当番医</td><td>2単位(上限2単位)</td></tr> </table>		単位	休日・夜間当番医	2単位(上限2単位)	4) 学術業績・診療以外の活動実績(2～10単位)
	単位				
休日・夜間当番医	2単位(上限2単位)				